

議案第十号

中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年七月中央区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九三三、〇〇〇円」を「九四〇、〇〇〇円」に、「七九二、〇〇〇円」を「七九八、〇〇〇円」に、「六五七、〇〇〇円」を「六六二、〇〇〇円」に、「六三六、〇〇〇円」を「六四一、〇〇〇円」に、「六一三、〇〇〇円」を「六一八、〇〇〇円」に改める。

第五条第二項中「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

区議会議員の報酬の額を改定するとともに、期末手当の額の算定に用いる支給率を改定するため、この条例案を提出します。